

## 税務統計から見た 民間給与の実態

国税庁の「平成20年度分税務統計から見た民間給与の実態」が発表されました。

結果は、1年を通じて勤務した人の平均給与は、景気悪化がまともに影響して下げ幅は過去最大となりました。

### 1. 平均給与

1年を通じて勤務した給与所得者1人当たりの平均給与は、430万円であり、前年に比べて1.7%（7.6万円）減少となっています。

### 2. 事業所規模別の平均給与

従業員10人未満の事業所は344万円（男性432万円、女性239万円）となっているのに対し、従業員5000人以上の事業所では543万円（男性718万円、女性268万円）となっています。

### 3. 業種別の平均給与

最高は「電気 ガス 熱供給 水道業」で平

均給与675万円、最も低いのは「宿泊業 飲食サービス業」で同250万円となっています。

### 4. 年齢階層別の平均給与

男性では55歳未満までは年齢が高くなるに従い平均給与も高くなり、50～54歳の階層（670万円）が最も高くなっていますが、女性では年齢格差はあまり顕著になっていません。

### 5. 勤続年数別の平均給与

35年未満までは勤続年数が長くなるに従い高くなり、勤続年数30～34年の階層（662万円）が最も高くなっています。勤続年数による格差は男性に比べて女性は比較的小さいようです。

### 6. その他

1年を通じて勤務した年間給与800万円超の給与所得者は、全体の9.7%（前年10.2%）に過ぎませんが、その税額は全体の半分以上64.2%（前年58.2%）を占めます。

また、年末調整関係では、年末調整を行った者は4206万人（全体の91.7%）となっており、そのうち扶養人員のある者1人当たりの平均扶養人員は2.06人となっています。

## ナマの税務相談室

**Q** 先生、ご存知の通り  
2年前拙宅を親子共同二世帯住宅、二階建てを新築し、若夫婦と私共夫婦が引越し今日に至りました。

**A** 社長、今日は精算贈与のご相談とか。確認として娘さん30歳、社長68歳。

**Q** 若夫婦は結婚して5年未満で、離婚の話が急に進み、原因は娘の仕事が通訳で、年のうち200日はアメリカ在留、所得も夫の倍以上というところが原因のようです。慰謝料は、夫の住宅ローン残約2,500万円を娘が払ってやる。夫は離婚後も引越すまで新婚宅約120㎡を家賃10万円ほどで元妻から借りるということです。

**A** 贅沢な話ですね。結局夫の住宅ローンが終わらないうちに共同住宅に越してきた。

**Q** ちょっと非常識かも。実は娘が精算贈与を勉強して税法上精算贈与は財産の種類に制限がない。お父さん、慰謝料分を私に贈与して下さいと、妻も同意するので、その金額を

## 慰謝料は 精算贈与で

娘にやりたい。なお、私の相続人は娘と妻のみです。

**A** 社長の贈与は、精算贈与の税法の適用を受けることは可能です。

**Q** 旧夫の会社の弁護士が離婚の契約書や住宅ローン残の証明、振込みの手管まで用意万端整えてきました。後は先生、贈与2,600万円、特別控除2,500万円、残100万円の税の申告と相続までの確認手続きをお願いいたします。

**A** 承知しました。なお、旧夫には会社の弁護士に出馬願って、保証人を立てるなどして短期間に家賃をキッチンと支払って立退くことを誓約させて下さい。離婚の慰謝料は社会常識からみて過当でない限り認められます。率直なところ甘い契約と思いますが、娘さんが別れた夫に安い家賃で居宅を貸すといった契約からして認めるのが当局として筋でしょう。しかし、社長、所轄署と連絡を密にして一切の経緯の報告をお願いしたいのです。少し気になります。

## ナマの税務相談室